

競争参加停止措置の概要

- 1 競争参加停止措置業者名 株式会社佐藤渡辺
所在地及び競争参加停止措置期間 2025年1月17日～2025年3月16日(2か月)
- 2 競争参加停止措置の範囲 首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要 当該業者の石川営業所長は、令和4年9月ごろ、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴された。
- 4 競争参加停止措置理由 「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)
別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」第7号ロ

<競争参加停止措置準則別表第2>

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 7 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第11号に掲げる場合を除く。) ロ 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から1か月以上12か月以内